

証券コード 7191
平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
株式会社イントラスト
代表取締役社長 桑 原 豊

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、平成30年6月21日（木曜日）午後6時（営業時間終了時）までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午後1時30分（受付開始午後1時00分）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番号
ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」
(会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第13期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.entrust-inc.jp/>)において修正後の事項を掲載させて頂きます。
- ◎【ご案内】定時株主総会終了後、当社の今後の展望をご理解いただくため、「イントラストの未来を語る会」を開催いたします。引き続きご参加賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記

表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.entrust-inc.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」とで構成されております。

事 業 報 告

(平成29年 4月1日から)
(平成30年 3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大、設備投資の増加、雇用・所得情勢の改善を受け、景気の回復が続いている。また、世界経済においては、米国の対外政策に係る不透明感、中東やアジアの地政学的リスクが不安視されているものの、引き続き回復傾向で推移しています。

当社の関連業界である住宅関連業界においては、足元の賃貸住宅の着工戸数は減少が続いているが、過去10年平均との比較では依然として高い水準で推移しております。

このような事業環境のもと、当社はこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハウを活かし、様々な分野における独自のサービスの開発・提案・販売に取り組んでまいりました。

保証事業においては、高齢者向けの家賃債務保証商品及び事業用の賃貸物件を対象とした保証商品を開発し、販売を開始いたしました。また、医療保証の分野では、様々な分野のパートナーとの協業により、マーケット開拓に取り組んでまいりました。さらに、新たな保証商品として、養育費保証商品を開発し、今後の展開に向けた販売活動を開始いたしました。

ソリューション事業においては、賃貸物件の入居申込みに係る業務を新たに受託したことを受け、横浜ソリューションセンターを開設し、運営を開始いたしております。

また、当社は平成29年12月7日をもって、東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

以上の結果、売上高に関しましては、保証事業の売上高は、1,464,170千円(前期比5.4%減)、ソリューション事業の売上高は、1,487,388千円(前期比27.6%増)となり、合計で2,951,559千円(前期比8.8%増)となりました。

営業利益に関しましては、売上の増加に伴う費用の増加を一定水準に抑制できたことにより、営業利益率が向上した結果、772,449千円(前期比27.0%増)となりました。経常利益は752,332千円(前期比25.8%増)、当期純利益は508,729千円(前期比24.3%増)となりました。

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、39,912千円となりました。その主な内訳は、横浜ソリューションセンター開設に伴う内装設備及び機器等23,915千円、各オフィスの社用車4,688千円、その他家賃債務保証システム改修等のソフトウェア8,619千円等であります。

3. 資金調達の状況

新株予約権の行使により、7,600千円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産及び損益の状況

区分	第10期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第11期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	第12期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	第13期（当期） 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	2,845,934千円	2,650,728千円	2,713,146千円	2,951,559千円
経常利益	13,823千円	541,001千円	598,192千円	752,332千円
当期純利益	△171,400千円	524,066千円	409,174千円	508,729千円
1株当たり当期純利益	△22円05銭	65円07銭	22円99銭	23円02銭
総資産	1,412,578千円	1,461,131千円	3,168,249千円	3,506,419千円
純資産	△281,496千円	384,175千円	2,058,597千円	2,442,607千円
1株当たり純資産額	△36円21銭	45円42銭	93円18銭	110円27銭

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第11期より家賃保証事業にかかる収益とこれに対応する費用の計上基準を変更し、第10期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
3. 平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにともない、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

9. 会社が対処すべき課題

当社は、お客様に三つの価値（喜び、安心、信頼）を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証サービス及びソリューションサービスの提供を通じて、お客様をはじめステークホルダーの皆様から常に頼りにされる企業を目指してまいりました。当社が提供する家賃債務保証は、貸主が負う家賃の滞納リスクの低減はもちろんのこと、貸主が滞納リスクから解放されることで、賃貸契約の成約率を向上させ、取引の円滑化に貢献しているものと考えております。

また、保証スキームでサービスと流通の活性化を実現するため、家賃債務保証事業で培ったノウハウを活かし、他の分野における保証サービス及びソリューションサービスの提供を推進していく方針です。これらの方針を実現し、安定的に継続して事業を拡大するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 保証事業の開拓・展開

保証事業においては、家賃債務保証商品を主として、介護費用保証商品及び医療費用保証商品の拡販に注力いたしました。

家賃債務保証商品については、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより新規優良顧客の獲得に努める他、既存クライアントに対しても、新たな商品の開発・販売を促進するなど、引き続き、お客様のニーズを捉え収益に繋げる必要があると考えております。特に、新規取引先につきましては、ターゲットを明確にした上で、顧客のニーズに合った提案を行ってまいります。

介護費用保証商品及び医療費用保証商品については、自社による販売推進に加え、パートナー企業等との協業を通じてマーケットの開拓に努め、新たな分野の保証サービスとして、家賃債務保証商品に並ぶ主力商品となるよう、引き続き拡販を進めてまいります。

また、養育費保証など、今まで保証サービスが提供されていない分野の開拓についても、進めてまいります。

(2) ソリューションサービスの拡販

ソリューション事業においては、順調な成長を今後も継続するために、下記の方針のもと取り組んでまいります。

家賃保証関連の業務受託サービスについては、継続的な成長を実現すべく、引き続き安定的なサービス品質及び業務効率を重視したオペレーションに注力いたします。また、自社グループ内に保証会社を有する不動産管理会社様に対しても、業務上の課題を解決する専門的な業務支援サービスであるソリューションサービスの提案活動を積極的に行なうことで、収益の拡大を図る方針あります。

昨年度にスタートいたしました賃貸物件の保険募集の支援サービスである保険デスクサービスは、順調に受託件数を増加させており、次年度以降も、新規契約先の獲得を進めてまいります。

(3) 人材の採用及び育成

当社がお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼して頂き、頼りにされる企業となるために、優秀な人材を確保すると共に、採用した人材を育成していくことが必要と考えております。これまでの採用活動で得られたノウハウを有効活用することで、より優秀な人材を多く採用できるよう尽力してまいります。なお、当社は従来、即戦力として中途採用により人材を確保していましたが、当事業年度より、新卒の採用活動をスタートさせ、平成30年4月には、初めての新卒の新入社員を迎えることができました。今後は、即戦力としての中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用を並行して行っていく方針です。また、適切な目標管理、各種研修制度を通じて、採用した社員の育成にも力を入れてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

Prestige International (S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは当社の親会社に該当します。Prestige International (S) Pte Ltd.は、当社の株式12,707,594株（議決権比率 57.4%）を保有しており、役員が兼任しております。また、Prestige International (S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、株式会社プレステージ・インターナショナルと当社は役員の兼任のほか、Doc-onサービスの販売、業務の委託等の取引関係があります。

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を展開しております。

(1) 保証事業

家賃債務保証、介護費用保証、医療費用保証、養育費保証

(2) ソリューション事業

C&O（コンサル＆オペレーション）サービス、Doc-onサービス、保険デスクサービス

12. 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪市中央区
秋田オフィス	秋田県秋田市
名古屋オフィス	名古屋市中区
福岡オフィス	福岡市博多区
富山オフィス	富山県富山市
岡山オフィス	岡山市北区
横浜ソリューションセンター	横浜市神奈川区

13. 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	
従業員数 92名	前事業年度末比増減 9名増	40.3歳	4.59年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数40名(平均雇用人員)は含んでおりません。

14. 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 22,145,522株 |
| 3. 株主数 | 4,048名 |

4. 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Prestige International (S) Pte Ltd.	12,707,594 株	57.38 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,588,900	7.17
桑原 豊	810,728	3.66
野村信託銀行株式会社(投信口)	642,300	2.90
株式会社桑原トラスト	500,000	2.26
株式会社トリニティジャパン	334,000	1.51
株式会社SBI証券	220,600	1.00
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	217,000	0.98
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	211,600	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	157,600	0.71

5. その他株式に関する重要な事項

平成30年1月26日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合での株式分割及びこれに伴う定款変更を行っております。これにより、発行可能株式総数が30,000,000株、発行済株式の総数が11,068,461株それぞれ増加しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

第3回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき600円
(2) 新株予約権の行使価額 1個につき25,000円（1株当たり125円）
(3) 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職など、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
(4) 新株予約権の行使期間 平成27年10月1日～平成32年9月30日
(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	279個	普通株式 55,800株	2人

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑 原 豊	執行役員
取 締 役	高 堂 潔	執行役員第1営業部長
取 締 役	太 田 博 之	執行役員財務経理部長
取 締 役	藤 森 武	執行役員債権管理部長
取 締 役	川 島 俊 忠	執行役員総務部長
取 締 役	玉 上 進 一	株式会社プレステージ・インターナショナル 代表取締役兼社長執行役員
取 締 役	山 中 正 竹	一般財団法人全日本野球協会 業務執行理事 副会長
常勤監査役	佐 藤 智 之	
常勤監査役	竹 内 祐 博	
監 査 役	一 條 和 幸	株式会社プレステージ・インターナショナル 監査役
監 査 役	坂 田 美穂子 (弁護士職務上の氏名 大 泽 美穂子)	クラス銀座法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役山中正竹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山中正竹氏並びに監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役吉田範夫氏は、平成29年6月22日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
5. 監査役一條和幸氏は、平成29年6月22日開催の第12期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏及び坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	79,800千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,720千円 (8,760千円)
合計	9名	95,520千円

- (注) 1. 平成27年9月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額120,000千円以内、監査役の報酬額を20,000千円以内と決議いただいております。
 2. 支給人員には、無報酬の役員を含めておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	山中正竹	一般財団法人全日本野球協会 業務執行理事 副会長	記載すべき関係はありません。
監査役	佐藤智之	重要な兼職はありません。	—
監査役	坂田美穂子	クラス銀座法律事務所 代表 弁護士	記載すべき関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山中正竹	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐藤智之	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、証券会社での勤務経験より、経営の適法性・効率性を維持するために必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には13回中13回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。
監査役	坂田美穂子	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 また、監査役会には13回中12回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	11,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,070

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか否かについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、東京証券取引所市場第一部指定に係るコンフォートレタ－作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範に基づきコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、総務部を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範のみならず、親会社であるプレステージ・インターナショナルグループの行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が職務を補助する使用者を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用者を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

- (7) 前項の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性を確保するため、当該使用者への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

- (8) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。
- ② 反社会的勢力による不当な要求に対しては総務部を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行うものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、次のとおりであります。

- (1) 定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有するなどの方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性及び効率性を確保しております。
- (2) 監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役と意見交換を実施しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議を行い、監査内容について意見交換を行っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、各部署の監査を実施しており、監査の結果は、その都度、代表取締役に文書で報告されております。
- (4) リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスク管理及びコンプライアンスに関する事項の確認を実施しております。また、内部通報制度を設け、その結果をリスク・コンプライアンス委員会において報告しております。

3. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、1株につき普通配当を3円とさせて頂きました。なお、中間期において中間配当金は1株につき2円（平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、この影響を考慮しております。）を実施いたしております。

また、内部留保資金につきましては、財務体質のさらなる強化及び事業拡大のため、サービスの開発、品質の向上のために有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,266,754	流 動 負 債	994,230
現 金 及 び 預 金	2,613,039	買 掛 金	1,719
売 掛 金	181,510	未 払 金	123,640
立 替 金	683,693	未 払 費 用	2,772
前 払 費 用	197,147	未 払 法 人 税 等	152,647
縹 延 税 金 資 産	27,581	前 受 金	101
そ の 他 の 流 動 資 産	3,312	預 り 金	12,778
貸 倒 引 当 金	△439,530	前 受 収 益	595,804
固 定 資 産	239,665	賞 与 引 当 金	41,186
有 形 固 定 資 産	66,936	保 証 履 行 引 当 金	63,485
建 物	43,008	そ の 他 の 流 動 負 債	93
車両 運 搬 具	5,897	固 定 負 債	69,581
工 具、器 具 及 び 備 品	18,030	縹 延 税 金 負 債	7,414
無 形 固 定 資 産	38,659	資 産 除 去 債 務	38,920
ソ フ ト ウ エ ア	38,659	そ の 他 の 固 定 負 債	23,246
投 資 そ の 他 の 資 産	134,069	負 債 合 計	1,063,812
投 資 有 億 証 券	1,647	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	4,715	株 主 資 本	2,441,455
そ の 他 投 資 等	127,706	資 本 金	1,030,870
		資 本 剰 余 金	817,439
		資 本 準 備 金	817,439
		利 益 剰 余 金	593,144
		そ の 他 利 益 剰 余 金	593,144
		縹 越 利 益 剰 余 金	593,144
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	502
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	502
		新 株 予 約 権	649
		純 資 産 合 計	2,442,607
資 产 合 計	3,506,419	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,506,419

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示をしております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		2,951,559
売 上 原 価		1,501,469
売 上 総 利 益		1,450,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		677,641
營 業 利 益		772,449
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
受 取 配 当 金	24	
雜 収 入	4	51
營 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	0	
上 場 関 連 費 用	20,168	20,168
経 常 利 益		752,332
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	131	131
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	302	302
税 引 前 当 期 純 利 益		752,160
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	236,297	
法 人 税 等 調 整 額	7,133	243,431
当 期 純 利 益		508,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示をしております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社 イントラスト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日高真理子㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントラストの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、平成29年度監査役監査計画（基本方針、当年度重点監査項目、職務分担、年間監査活動計画等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び平成29年度監査役監査計画に従い、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社イントラスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤智之㊞

常勤監査役 竹内祐博㊞

監査役 一條和幸㊞

社外監査役 坂田美穂子㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、社外取締役を1名増員し、社外取締役2名を含む、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
1	くわ 桑 ばら 原 ゆたか (昭和33年10月21日)	昭和56年4月 INA保険会社 (現Chubb損害保険株式会社)入社 平成2年1月 チューリッヒ保険会社日本支社入社営業部長 平成11年8月 株式会社エム・ファースト代表取締役 平成18年3月 当社設立代表取締役 平成23年2月 当社取締役 平成25年5月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	810,728株
2	たか 高 どう 堂 きよし 潔 (昭和28年10月8日)	昭和51年4月 中央物産株式会社入社 昭和59年3月 三井ホーム株式会社入社 平成11年1月 三井ホーム北海道株式会社代表取締役社長 平成19年4月 三井ホーム株式会社九州営業副本部長 三井ホーム鹿児島株式会社取締役 九州ツーバイフォー株式会社代表取締役社長 平成21年4月 三井ホーム株式会社開発営業本部長 平成22年4月 同社東北・北海道営業本部長 三井ホーム北海道株式会社取締役 平成23年4月 三井ホーム株式会社東関東営業本部長 茨城中央ホーム株式会社取締役 平成25年4月 三井ホームエステート株式会社取締役 平成26年4月 同社常務取締役 平成28年7月 当社取締役執行役員 平成29年2月 当社取締役執行役員第1営業部長 平成30年4月 当社取締役執行役員営業統括本部長（現任）	一株
3	おお 太 た ひろ 田 ゆき 博 之 (昭和49年8月3日)	平成11年10月 中央監査法人（みすず監査法人に名称変更後解散）入所 平成19年12月 株式会社ジーウホールディングス入社経理部長 平成26年10月 当社入社 平成27年1月 当社財務経理部長 平成27年4月 当社取締役執行役員財務経理部長（現任）	28,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
4	藤森武 (昭和46年8月17日)	平成 7 年 4 月 株式会社武富士 (現株式会社日本保証) 入社 平成 18 年 7 月 同社債権管理部次長 平成 19 年 12 月 同社債権管理本部第二管理部部長 平成 24 年 8 月 当社入社 平成 25 年 1 月 当社債権管理部長 平成 27 年 4 月 当社取締役執行役員債権管理部長 (現任)	一株
5	川島俊忠 (昭和49年9月17日)	平成 9 年 4 月 アート印刷株式会社入社 平成 13 年 2 月 デルコンピュータ株式会社 (現デル株式会社) 入社 平成 18 年 9 月 株式会社ダイレクト・リンク入社 平成 19 年 12 月 同社取締役管理部長 平成 21 年 10 月 当社入社 平成 23 年 4 月 当社経営企画室長 平成 24 年 6 月 当社管理部長兼債権管理部長 平成 25 年 4 月 当社管理部長 平成 27 年 1 月 当社人事総務部長 平成 27 年 4 月 当社取締役執行役員人事総務部長 平成 27 年 10 月 当社取締役執行役員人事部長 平成 28 年 4 月 当社取締役執行役員法務・情報管理部長 平成 29 年 7 月 当社取締役執行役員総務部長 (現任)	200株
6	玉上進一 (昭和30年11月26日)	昭和 51 年 4 月 光伸株式会社入社 昭和 61 年 10 月 株式会社プレステージ・インターナショナル入社 平成 元 年 2 月 同社代表取締役副社長 平成 7 年 6 月 同社代表取締役 平成 19 年 10 月 同社代表取締役兼代表執行役員 平成 22 年 2 月 当社取締役 平成 22 年 7 月 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役 平成 25 年 5 月 当社代表取締役 平成 26 年 4 月 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員海外事業本部長 平成 27 年 4 月 当社取締役 (現任) 平成 29 年 4 月 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員 (現任)	一株
7	山中正竹 (昭和22年4月24日)	昭和 45 年 4 月 住友金属工業株式会社 (現新日鐵住金株式会社) 入社 平成 11 年 4 月 法政大学工学部教授 平成 15 年 4 月 株式会社横浜ベイスターズ (現株式会社横浜DeNAベイスターズ) 取締役 平成 22 年 4 月 法政大学特任教授 平成 27 年 6 月 一般財団法人全日本野球協会理事 平成 27 年 10 月 当社取締役 (現任) 平成 29 年 5 月 一般財団法人全日本野球協会業務執行理事 副会長 平成 30 年 5 月 一般財団法人全日本野球協会代表理事 会長 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
8	【新任】 まつ やま てつ ひと 松 山 哲 人 (昭和37年7月3日)	<p>昭和61年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成9年6月 MCF Financial Services Ltd.出向</p> <p>平成13年3月 三菱商事証券株式会社（現三菱商事アセットマネジメント株式会社）出向</p> <p>平成14年9月 ナノテク・パートナーズ株式会社代表取締役</p> <p>平成15年5月 株式会社メディカル・プロテオスコーピー取締役COO兼CFO、代表取締役社長歴任</p> <p>平成19年10月 株式会社CSK-IS執行役員</p> <p>平成22年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任</p> <p>平成24年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニット一ボーメディカル株式会社専務取締役等歴任</p> <p>平成26年12月 ナノキャリア株式会社入社</p> <p>平成27年6月 同社取締役CFO兼社長室長（現任）</p>	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、玉上進一氏は当社の親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルの代表取締役兼社長執行役員であり、当社は同社とサービスの販売、業務の委託等取引関係があります。また、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレミアロータス・ネットワーク、Prestige International USA Inc., Prestige International U. K. Ltd.、Prestige International Australia Pty. Ltd.、PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., Ltd.) の代表取締役を兼務しております。
2. 玉上進一氏は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のほか、過去5年間に、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレミアロータス・ネットワーク、株式会社トリプル・エース、株式会社プレミアIT&プロセスマネジメント、タイム・コマース株式会社、Prestige International USA, Inc., Prestige International U. K. Ltd.、Prestige International Australia Pty. Ltd.、PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., Ltd.、PRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL LTDA.、P. I. PHILIPPINES, INC.) の代表取締役を兼務していましたことがあります。
3. その他の候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
4. 山中正竹氏、松山哲人氏は社外取締役候補者であります。
5. 山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及びさまざまな業務経験による幅広い見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
6. 松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任されており、経営に関する幅広い経験と見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から、当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化が期待できるものと判断し、社外取締役候補者としております。
7. 山中正竹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年9ヶ月であります。
8. 当社と山中正竹氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、松山哲人氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は山中正竹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。また、松山哲人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年9月18日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内とご承認頂き、現在に至っております。その後、業績も順調に推移し、更なる経営体制及びコーポレートガバナンス体制強化のため、社外取締役の増員及び優秀な取締役人材の機動的な確保を可能とするため等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額240百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と改めさせて頂きたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります、第1号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」
TEL 03-3288-0111



交通：
東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分
東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩3分
東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分
◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。